

滋賀県告示第 157 号

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成 27 年国土交通省告示第 255 号)第 1 第 4 項の規定により建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域 都市計画区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。)(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により建築主事を置く市の都市計画区域を除く。)
- 2 常備消防機関の現地到着時間 30 分